

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿久根市長 西 平 良 将

市町村名 (市町村コード)	阿久根市 (462063)
地域名 (地域内農業集落名)	折口地区 (永田上・永田下・折口東・牟田・大林)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢が68歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されている。まとまりのある農地は地域の北部に集中しているものの砂地の農地においては、灌漑対策を必要とし、折口川に面している水田は冠水及び塩害対策が必要で営農環境が整っていない状況である。

【地域の基礎データ】 農業者 : 96人(うち50歳代以下7人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)8経営体  
主な作物: 水稲、露地野菜、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

旧折多土地改良区内の水田は湿田などもあるが法人による農地活用が進み徐々に解消されてきたが今なお多くの農地が放棄されているため本地域は、海拔が低く塩害などの影響もあるため、地域住民からは長年にわたり折口川の河川改修と基盤整備を進める。

所有者不明農地が増加しており、そのため荒廃農地が増え耕作しづらい状況にあるため、所有者不明農地制度を活用を検討し、地域全体で農地等の管理を進める。

小規模な農地が多く、耕作する上で効率が悪いいため、畦畔除去や大区画化の検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	79.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農業担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸し付けを推進し、担い手の経営意向を考慮しながら段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、大区画化等加速支援事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、栽培から出荷までの農業生産行程の一部又は全部を請け負う事業体を活用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ等の被害が拡大しないよう市単独事業の農作物鳥獣害防止施設整備事業を活用し、防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて捕獲人材の確保・育成を進める。